

決 定 書

異議申出人

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和8年4月3日付けで提起された令和8年3月22日執行の那須町長選挙（以下「本件選挙」という。）の当選の効力に関する異議申出（以下「本件異議申出」という。）について、那須町選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

本件異議申出の要旨

第1 本件異議申出の趣旨

本件選挙の当選の効力に関し、平山ゆきひろ候補の当選を無効とする旨の決定を求める。

第2 本件異議申出の理由

申出人が主張する本件異議申出の理由は、次のとおりである。

- 1 町長選挙と町議会議員補欠選挙が同日に執行されたところ、町議補選立候補者の選挙ポスターに「那須町長選挙は平山ゆきひろに！！」との文言が表示され、町長選挙に対する明確な投票依頼がなされていた。しかも、当該ポスター

は令和8年3月22日の投開票日当日も掲示板に掲出されたままであり、町長選挙の公正を害する違法な選挙運動に当たる疑いがある。

- 2 本来、町議会議員補欠選挙のために認められた公費負担によるポスター掲示を用いながら、実質的に町長選挙の特定候補者への投票を呼び掛けていたものであり、公費の目的外使用に当たる疑いがある。これは町長選挙の公平性を著しく損なうものである。
- 3 さらに、町長選挙用の選挙カー設備を使用して町長候補者から町議補選候補者への投票依頼を行い、また町議補選候補者も町長候補者への投票依頼を行っていた。かかる相互の選挙運動は、それぞれの選挙のために認められた手段を流用するものであり、町長選挙の適正かつ公正な執行を害した疑いがある。

決定の理由

第1 本件異議申出の要件

本件選挙に係る当選の無効を求める本件異議申出は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第206条第1項の規定に基づき、当委員会に対して、本件選挙に係る当選人についての告示の日である令和8年3月22日から14日以内である同4月3日に、文書をもってなされているから、適法に行われたものであると認められる。

よって、当委員会はこれを受理し、申出人の主張を厳正かつ慎重に審理した。

なお、審理にあたり申出人に対してその趣旨を確認し異議申出書の補正を求めたところ、申出人はこれに応じて本件異議の趣旨を補正提出し、当委員会はこれを受理したものである。

また、異議申出書提出の際に、申立てがあれば申出人に対し口頭意見陳述の

機会が付与される旨伝えたが、その申立てはなかった。

第2 当委員会の判断

1 ポスター掲示場に掲示するポスターに係る関係法令について

公職選挙法第144条の4の2第1項の規定において、第144条の2及び前条の掲示板上に掲示する第143条第1項第5号のポスターには、その表面に、当該ポスターを使用する公職の候補者の氏名を、選挙人に見やすいように記載しなければならないとされている。

また、同条第2項において、公職の候補者は、その責任を自覚し、第144条の2及び前条の掲示板上に掲示する第143条第1項第5号のポスターには、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも当該掲示場に掲示される当該ポスターとしての品位を損なう内容を記載してはならないとされている。

また、公職選挙法第143条第6項において、同条第1項第5号の規定により選挙運動のために使用するポスターは、第129条の規定にかかわらず、選挙の当日においても、掲示しておくことができるとされている。

2 文書図画の頒布又は掲示につき禁止を免れる行為の制限について

公職選挙法第146条においては、何人も、選挙運動の期間中は、著述、演芸等の広告その他いかなる名義をもってするを問わず、第142条又は第143条の禁止を免れる行為として、公職の候補者の氏名若しくはシンボル・マーク、政党その他の政治団体の名称又は公職の候補者を推薦し、支持し若しくは反対する者の名を表示する文書図画を頒布し又は掲示することができないとされている。

3 選挙運動用ポスターの公営

公職選挙法第143条第15項の規定に基づき、地方公共団体の議員又は長の選挙について、地方公共団体は条例で定めるところにより、第143条第1項第5号のポスターの作成について、無料とすることができるとされている。

4 選挙運動用自動車の使用に係る関係法令について

公職選挙法第141条第1項第1号において、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙においては、自動車1台及び拡声機1そろいを使用することができるとされている。

また、公職選挙法第141条の2第1項においてその乗員の数を規定するほか、第2項においては選挙管理委員会の定めるところにより一定の腕章を着けなければならないとされている。

5 当選の効力に関する争訟について

申出人の主張のうち、当選人の当選を無効とする決定を求める主張については、当選の効力に関する争訟とは、「有効に行われた選挙において、当選人の決定が違法であること、すなわち、決定をした機関の構成若しくはその手続、各候補者の有効得票数の算定、または、当選人となり得る資格の有無の認定について違法があることを主張して、当選人と決定せられた者の当選の効力を争う争訟をいい、広く選挙の法規の違反、殊に当選人等の行為が同法中罰則に掲げる行為に該当することを理由として、当選の無効を主張する場合を含まないものと解するを相当とする。」とされている（東京高等裁判所昭和28年2月17日判決）。

また、「当選人または選挙運動者もしくは出納責任者がその選挙に関し右のいずれかの選挙犯罪を犯したか否か、如何なる刑に処すべきかの判定は専ら刑事

訴訟手続きに従い裁判所の裁判によってのみなされるべきものであることはいうまでもない。公職選挙法において当選人と決定された者もしくは選挙運動総括主催者等が公選法のいずれかの罰則に違反する行為をしたか否か、これにつき如何なる刑に処すべきかの問題については、同法206条、207条所定の手続において異議決定もしくは訴願裁決をする選挙管理委員会または当選の効力に関する裁判をする裁判所はこれを審理判定する責務権限を有しない。」とされている（最高裁判所第三小法廷昭和35年9月13日判決 集民 第44号 273頁）。

また、「当選人については、その罰則該当行為につき有罪判決が確定することにより当然にその当選を無効とする旨が定められている（公選法第251条）ことに徴すると、当選人の行為の右罰則該当の有無についての認定・判断は、専ら刑事上の訴追とその結果に委ねられているものと解すべきであり、仮に当選人が当該選挙に関して公選法上の罰則に掲げる罪を客観的に犯したとしても、当選人がその犯罪（但し、公選法251条所定の罪に限る。）により刑に処されることのない限り、当該選挙に関して当選人が現実に右罰則該当の行為をしたという事実のみを理由として当該選挙人の当選無効訴訟を提起することはできないものというべきである。」とされている（名古屋高等裁判所平成4年12月17日判決）。

したがって、当選人の選挙運動中の行為が公職選挙法に違反する疑いがあることをもって、当該選挙の適正かつ公正な執行を害したことを理由とする本件選挙における当選無効の決定については、当委員会において判断すべきものではなく、仮に違反するものであったとしても、同法第251条の規定により罪を犯し、刑に処せられたときにその当選人の当選は無効とするものであって、

直ちに当選無効の原因となるものではない。

3 結論

以上の理由から、本件選挙において申出人の主張する当選を無効とする理由がないことから、公職選挙法第216条第1項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり決定する。

令和8年4月23日

那須町選挙管理委員会委員長 大森 昇

教 示

この決定について不服がある場合は、この決定書の交付を受けた日又は公職選挙法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で栃木県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる（公職選挙法第206条第2項）。